

政令第二百三十二号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年十月一日とする。